- 2.6 滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋
- 2.6.1 基本設計
- 2.6.1.1 設置の目的

既設 $1 \sim 4$ 号機の原子炉建屋,タービン建屋(コントロール建屋及び, 2 , 3 号機海水配管トレンチ・立坑 *1 を含む),廃棄物処理建屋には,高レベル放射性汚染水(以下,

「滞留水」という。)が滞留している。また、集中廃棄物処理建屋のうち、プロセス主建屋、雑固体廃棄物減容処理建屋(以下、「高温焼却炉建屋」という。)は、1~4号機のタービン建屋の滞留水を移送するための受け入れ先とするものであることから、各建屋の滞留水の状況を適切に監視し、放射性物質の建屋外への漏えいを防止するための機能を満足する設備とする。

※1:立坑とは、規模の大きな地中構造物のうち、比較的深い(10m 程度)「縦の坑道」をいう。

2.6.1.2 要求される機能

- (1) 建屋等に滞留する滞留水の状況を監視できる機能を有し、建屋等の外への漏えいを防止できる機能を有すること。
- (2) 汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等があった場合にも、建屋等の外への漏えいを防止できるよう水位を管理できること。
- (3) 滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出を抑制・管理できる機能を有すること。
- (4) 建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能を有すること。

2.6.1.3 設計方針

(1) 建屋等の滞留水の状況を監視できる機能を有し、建屋等の外への漏えいを防止できる機能を有する設計とする。

具体的には、建屋等の滞留水の状況を監視できる機能として、水位計を設置する。また、各建屋からの滞留水の漏えいを防止するために、建屋に滞留する滞留水の水位が地下水の水位よりも低くなるように管理する必要があること、地下水の水位は、サブドレン水^{※2}の水位により確認していることから、建屋近傍の適切なサブドレンに水位計を設置する。

※2:サブドレン水とは、建屋周辺の地下水をいう。

(2) 汚染水処理設備の長期間の停止、豪雨等があった場合にも、建屋等の外への漏えいが

防止できるよう水位を管理する。

具体的には、汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等に備え、タービン建屋等の水位を余裕のある水位に維持することにより管理する。また、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋については、受け入れを停止すれば問題とならない。また、1~4号機の滞留水が急激に増加した場合、高濃度滞留水受タンク等に貯留する。

(3) 滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出を抑制・管理できる機能を有する設計とする。

具体的には、滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため、可能な限り地下開口部の閉塞を行い、必要に応じて各建屋についてダストサンプリングを実施する。

- (4) 建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能を有する設計とする。 具体的には、サブドレン水のサンプリングの測定箇所を適切に設定し、定期的に測定する。
- (5) 必要に応じて、貯留または滞留している滞留水から発生する可燃性ガスの検出、管理及び処理が適切に行える機能を有する設計とする。

具体的には、滞留水を建屋内に貯蔵した後に水素濃度測定を実施し水素の滞留のないことを確認する。また、念のため、必要に応じて換気口を設けるなど水素の滞留を抑制する。

(6) 環境条件に対する設計上の考慮は、次の通りとする。

海水による影響については、「III.3.1.3.1.2(5) $1 \sim 4$ 号機原子炉建屋の点検について及び、同 添付資料-6 コメント回答③」に記載している。

(7) 電源停止に対する設計上の考慮は、次の通りとする。

全電源喪失による水位の遠隔監視機能が喪失の場合でも、これまでの実績から地下水の流入及び原子炉注水による水位の上昇は緩慢なものであり、水位のシミュレーションも可能である。また、交流電源を使用しない別の水位計により電源復旧までの間、手動での水位計測も可能である。以上のことから、漏えい防止の水位監視機能は喪失しないことから、安全上の問題は生じない。

(8) 信頼性に対する設計上の考慮は、次の通りとする。

建屋等の外への漏えいを防止できる機能については、多重性を持たないが、滞留水を貯留する機能については、 $1\sim4$ 号機各建屋の滞留水をプロセス主建屋、高温焼却炉建屋に

移送することができ、更に、高濃度滞留水受けタンクにも移送が可能であり、それぞれ独立した設備であることから多重性、独立性を有している。

(9) 検査可能性に対する設計上の考慮は、次の通りとする。

建屋そのものの構造・強度の健全性については、直接的には、水没部が高線量であり確認することは出来ないが、類似箇所からの類推評価や解析により健全性を評価することが可能である。

また、建屋の滞留水を貯留する能力については、滞留水の水位制御により担保されていることから、水位が規定の値に制御されていることにより能力が保たれていることを確認することが可能である。また、建屋周囲のサブドレン水の放射能濃度を計測することにより、漏えいがないことを確認でき、滞留水の地下水への漏えいのないことを確認可能である。

(10) 建屋等内に滞留する滞留水の増加抑制及び滞留水漏えいリスク低減にかかる方針は、次の通りとする。

滞留水の増加抑制及び滞留水漏えいリスク低減を図るためには、今後、地下水位を管理 し地下水の流入を抑制し滞留水の水位を下げタービン建屋、原子炉建屋、廃棄物処理建屋 内にある滞留水を処理する必要がある。このため、地下水バイパス、トレンチ止水等の方 策を検討する。

2.6.1.4 供用期間中に確認する項目

(1) 建屋等の外への滞留水の漏えいを防止できる機能を有すること

2.6.1.5 主要な機器

(1) 設備概要

滞留水を貯留している建屋等は、集中廃棄物処理建屋のうち、滞留水を貯留するプロセス主建屋、高温焼却炉建屋と、滞留水が滞留する1~4号機の原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋で構成する。

各号機の建屋等について設計内容を目標ごとに以下に記載する。

(2) プロセス主建屋

プロセス主建屋に貯留する滞留水は、1号機、2号機、3号機及び4号機から滞留水移送装置(移送ポンプ、ポリエチレン管等)で移送され、汚染水処理設備で処理されることにより水位調整を行う。移送については、移送元の1~4号機の水位や移送先となる集中廃棄物処理建屋の水位の状況を考慮し実施する。

プロセス主建屋について,以下のとおり設計する。

a. 滞留水の監視及び建屋外への漏えい防止

建屋等にある滞留水の状況を監視できる機能として、水位計を設置し、建屋内水 位を監視する。

また、建屋からの漏えいを防止する機能として、以下について実施する。

(a) 貫通部の止水

漏えいの経路となり得る当該建屋の系外への貫通部に適切な止水を実施する。

(b) 外壁、床面等の亀裂からの漏えい対策

亀裂等からの漏えい対策として、外壁、床面等の亀裂や浸潤などにひび割れ補修を実施する。

(c) 建屋に貯留する滞留水の水位管理

建屋に貯留する滞留水の水位がサブドレン水の水位よりも低くなるように管理 するため、建屋近傍の適切なサブドレンに水位計を設置する。

- (d) コンクリート壁中における放射性物質の拡散について 建屋のコンクリート壁中を放射性物質が拡散し、漏えいする可能性があるため、拡散評価を行う。
- (e) サイトバンカ建屋における滞留水の対応について

プロセス主建屋に隣接するサイトバンカ建屋においては、地下に滞留している 水に放射能が検出されていることから、プロセス主建屋に貯留する滞留水が両建 屋間を繋ぐ階段室を介し流入した可能性は否定できない。

このため、サイトバンカ建屋の滞留水は適宜プロセス主建屋へ移送する。

また、サイトバンカ建屋近傍のサブドレン水の水位及び放射能濃度を監視する。

b. 汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等があった場合における建屋等の外への漏 えい防止

汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等に備え、受け入れ元であるタービン建屋等の水位を余裕のある水位に維持する。このことから、プロセス主建屋への受け入れを停止すれば問題とならない。また、1~4号機の滞留水が急激に増加した場合、高濃度滞留水受タンク等に貯留する。

c. 気体状の放射性物質の放出抑制・管理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため、可能な限り地下開口部の閉塞を行う。また、必要に応じてプロセス主建屋についてもダストサンプリングを実施する。

なお、水の放射線分解により建屋内に水素が発生した場合の対策として設置する 局所排風機は、チャコールフィルタ、高性能粒子フィルタを通して排気するものと する。

d. 地下水の放射性物質濃度の監視

建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能として, サブドレン水の サンプリングの測定箇所を適切に設定し, 定期的に測定する。

e. 滞留水から発生する可燃性ガスの検出,管理及び処理

滞留水を建屋内に貯蔵した後に水素濃度測定を実施し、水素の滞留のないことを確認する。また念のため、水の放射線分解により建屋内に水素が発生した場合の対策として、建屋上部より吸気して排気する局所排風機を設置する。

なお、滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため地下開口部を閉塞する部位については、可燃性ガスが滞留する可能性がある閉塞部の付近にて水素濃度について上昇傾向のないことの確認のためサンプリングを実施する。それにより水素の滞留が確認された場合、対策を実施する。

(3) 高温焼却炉建屋

高温焼却炉建屋に貯留する滞留水は、1号機、2号機、3号機及び4号機から滞留水移送装置(移送ポンプ、ポリエチレン管等)で移送することにより受け入れ、汚染水処理設備により処理することにより水位調整を行う。移送については、移送元の1~4号機の水位や移送先となる集中廃棄物処理建屋の水位の状況を考慮し実施する。

高温焼却炉建屋について、以下のとおり設計する。

a. 滞留水の監視及び建屋外への漏えい防止

建屋等にある滞留水の状況を監視できる機能として、水位計を設置し、建屋内水 位を監視する。

また、建屋からの漏えいを防止する機能として、以下について実施する。

(a) 貫通部の止水

漏えいの経路となり得る当該建屋の系外への貫通部に適切な止水工事を実施する。

(b) 外壁, 床面等の亀裂からの漏えい対策

亀裂等からの漏えい対策として、外壁、床面等の亀裂や浸潤などにひび割れ補 修を実施する。

(c) 建屋に貯留する滞留水の水位管理

建屋に貯留する滞留水の水位がサブドレン水の水位よりも低くなるように管理 する。そのため、建屋近傍の適切なサブドレンに水位計を設置する。

(d) コンクリート壁中における放射性物質の拡散について

建屋のコンクリート壁中を放射性物質が拡散し、漏えいする可能性があるため、拡散評価を行う。

(e) 隣接する地下通路への滞留水の漏えい対応について

高温焼却炉建屋の滞留水は、隣接する地下通路に漏えいしていることが確認されたが地下通路部の水位の方が高いことから漏えいは抑制されていると考える。 念のため、高温焼却炉建屋近傍のサブドレン水の水位及び放射能濃度を監視する。

b. 汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等があった場合における建屋等の外への漏 まい防止

汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等に備え、受け入れ元であるタービン建 屋等の水位を余裕のある水位に維持する。このことから、高温焼却炉建屋への受け 入れを停止すれば問題とならない。また、1~4号機の滞留水が急激に増加した場 合、高濃度滞留水受タンク等に貯留する。

c. 気体状の放射性物質の放出抑制・管理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため、可能な限り地下開口部の閉塞を行う。また、必要に応じてプロセス主建屋についてもダストサンプリングを実施する。

なお、水の放射線分解により建屋内に水素が発生した場合の対策として設置する 局所排風機は、チャコールフィルタ、高性能粒子フィルタを通して排気するものと する。

d. 地下水の放射性物質濃度の監視

建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能として,サブドレン水のサンプリングの監視箇所を適切に設定し、定期的に測定する。

e. 滞留水から発生する可燃性ガスの検出,管理及び処理

滞留水を建屋内に貯蔵した後に水素濃度測定を実施し、水素の滞留のないことを確認する。また念のため、水の放射線分解により建屋内に水素が発生した場合の対策として、建屋上部より吸気して排気する局所排風機を設置する。

なお、滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため地下開口部を閉塞する部位については、可燃性ガスが滞留する可能性がある閉塞部の付近にて水素濃度について上昇傾向のないことの確認のためサンプリングを実施する。それにより水素の滞留が確認された場合、対策を実施する。

(4) 1号機

1号機の滞留水については、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋に滞留しており、原子炉建屋から主に廃棄物処理建屋を通って2号機廃棄物処理建屋へ流出するとと

もに、タービン建屋にも流出する場合があると考えられる。これらの滞留水は、1号機原子炉建屋・タービン建屋から3号タービン建屋または集中廃棄物処理建屋へ滞留水移送装置(移送ポンプ、ポリエチレン管等)を通じて移送することにより水位調整を行う。また、1号機タービン建屋の滞留水については、水位状況に応じて1号機廃棄物処理建屋へ滞留水移送装置(移送ポンプ、ポリエチレン管等)を通じて2号機タービン建屋に移送する。移送については、移送元の各建屋の水位及び移送先の各建屋水位を考慮し実施する。1号機の各建屋について、以下のとおり設計する。

a. 滞留水の監視及び建屋外への漏えい防止

建屋等にある滞留水の状況を監視できる機能として,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋に水位計を設置し滞留水の水位を監視する。

また、建屋からの漏えいを防止する機能として、以下について実施する。

(a) 建屋内滞留水の水位管理

建屋内滞留水の水位がサブドレン水の水位よりも低くなるように管理するため,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋の滞留水と適切な測定箇所のサブドレンに水位計を設置する。

また,地下水バイパスにより建屋周辺の地下水の水位を低下させる場合においても,建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

さらに、地下水による海洋汚染拡大防止を図るため1~4号機の既設護岸の前面に遮水壁を設置した場合においても、建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

(b) コンクリート壁中における放射性物質の拡散 建屋のコンクリート壁中を放射性物質が拡散し、漏えいする可能性があるため、拡散評価を行う。

b. 汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等があった場合における建屋等の外への漏 えい防止

汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等に備え、1号機の滞留水が流入する2 号機タービン建屋等の水位を、余裕のある水位に維持する。また、1~4号機の滞留水が急激に増加した場合、高濃度滞留水受タンク等に貯留する。

c. 気体状の放射性物質の放出抑制・管理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため、タービン建屋 及び廃棄物処理建屋について、可能な限り地下開口部の閉塞を行い、原子炉建屋上 部及び必要に応じてタービン建屋、廃棄物処理建屋についてダストサンプリングを 実施する。

d. 地下水の放射性物質濃度の監視

建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能として, サブドレン水の サンプリングの測定箇所を適切に設定し, 定期的に測定する。

e. 滞留水から発生する可燃性ガスの検出,管理及び処理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため地下開口部を閉塞の後、滞留する可能性がある閉塞部の付近にて水素濃度について上昇傾向のないことの確認のためサンプリングを実施する。それにより水素の滞留が確認された場合、対策を実施する。

(5) 2 号機

2号機の滞留水については、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋に滞留しており、各建屋間において水位状況に応じた滞留水の連動があり、2号機原子炉建屋・タービン建屋・廃棄物処理建屋から3号機タービン建屋または集中廃棄物処理建屋へ滞留水移送装置(移送ポンプ、ポリエチレン管等)を通じて移送することにより水位調整を行う。移送については、移送元の各建屋の水位及び移送先の各建屋水位を考慮し実施する。2号機の各建屋について、以下のとおり設計する。

a. 滞留水の監視及び建屋外への漏えい防止

建屋等にある滞留水の状況を監視できる機能として,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋に水位計を設置し滞留水の水位を監視する。

また、建屋からの漏えいを防止する機能として、以下について実施する。

(a) 建屋内滞留水の水位管理

建屋内滞留水の水位がサブドレン水の水位よりも低くなるように管理するため,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋の滞留水と適切な測定箇所のサブドレンに水位計を設置する。

また,地下水バイパスにより建屋周辺の地下水の水位を低下させる場合においても,建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

T.P.2,564mm*(0.P.4,000mm)に開口部を有する立坑については閉塞する。

さらに、地下水による海洋汚染拡大防止を図るため $1\sim4$ 号機の既設護岸の前面に遮水壁を設置する場合においても、建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

(b) コンクリート壁中における放射性物質の拡散

建屋のコンクリート壁中を放射性物質が拡散し、漏えいする可能性があるため、拡散評価を行う。

b. 汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等があった場合における建屋等の外への漏

えい防止

汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等に備え、タービン建屋等の水位を、余裕のある水位に維持し、滞留水が急激に増加した場合の海洋への放出リスクの高まる T.P.2,564mm*(0.P.4,000mm)までの余裕を確保する。また、1~4号機の滞留水が急激に増加した場合、高濃度滞留水受タンク等に貯留する。

c. 気体状の放射性物質の放出抑制・管理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため、タービン建屋 及び廃棄物処理建屋について、可能な限り地下開口部の閉塞を行い、原子炉建屋上 部及び必要に応じてタービン建屋、廃棄物処理建屋についてもダストサンプリング を実施する。

d. 地下水の放射性物質濃度の監視

建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能として、サブドレン水のサンプリングの測定箇所を適切に設定し、定期的に測定する。

e. 滞留水から発生する可燃性ガスの検出, 管理及び処理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため地下開口部を閉塞の後、滞留する可能性がある閉塞部の付近にて水素濃度について上昇傾向のないことの確認のためサンプリングを実施する。それにより水素の滞留が確認された場合、対策を実施する。

(6) 3 号機

3号機の滞留水については、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋に滞留しており、3/4号機の各建屋間において水位状況に応じた滞留水の連動がある。また、1号機および2号機から滞留水移送装置で移送された滞留水が流入する。これらの滞留水は3号機原子炉建屋・タービン建屋・廃棄物処理建屋から4号機タービン建屋、集中廃棄物処理建屋へ滞留水移送装置(移送ポンプ、ポリエチレン管等)で移送することにより水位調整を行う。移送については、移送元の各建屋の水位及び移送先の各建屋水位を考慮し実施する。3号機の各建屋について、以下のとおり設計する。

a. 滞留水の監視及び建屋外への漏えい防止

建屋等にある滞留水の状況を監視できる機能として,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋に水位計を設置し滞留水の水位を監視する。

また、建屋からの漏えいを防止する機能として、以下について実施する。

(a) 建屋内滞留水の水位管理

建屋内滞留水の水位がサブドレン水の水位よりも低くなるように管理するた

め,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋の滞留水と適切な測定箇所のサブドレンに水位計を設置する。

また,地下水バイパスにより建屋周辺の地下水の水位を低下させる場合においても,建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

T. P. 2, 564mm^{**} (0. P. 4, 000mm) に開口部を有する立坑については閉塞する。

さらに、地下水による海洋汚染拡大防止を図るため1~4号機の既設護岸の前面に遮水壁を設置する場合においても、建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

(b) コンクリート壁中における放射性物質の拡散

建屋のコンクリート壁中を放射性物質が拡散し、漏えいする可能性があるため、拡散評価を行う。

b. 汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等があった場合における建屋等の外への漏 えい防止

汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等に備え、タービン建屋等の水位を、余裕のある水位に維持し、滞留水が急激に増加した場合の海洋への放出リスクの高まる T.P.2,564mm*(0.P.4,000mm)までの余裕を確保する。また、1~4号機の滞留水が急激に増加した場合、高濃度滞留水受タンク等に貯留する。

c. 気体状の放射性物質の放出抑制・管理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため、タービン建屋 及び廃棄物処理建屋について、可能な限り地下開口部の閉塞を行い、原子炉建屋上 部及び必要に応じてタービン建屋、廃棄物処理建屋についてもダストサンプリング を実施する。

d. 地下水の放射性物質濃度の監視

建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能として, サブドレン水の サンプリングの測定箇所を適切に設定し定期的に測定する。

e. 滞留水から発生する可燃性ガスの検出、管理及び処理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため地下開口部を閉塞の後、滞留する可能性がある閉塞部の付近にて水素濃度について上昇傾向のないことの確認のためサンプリングを実施する。それにより水素の滞留が確認された場合、対策を実施する。

(7) 4号機

4号機の滞留水については、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋に滞留しており、3/4号機の各建屋間において水位状況に応じた滞留水の連動があり、3号機タービン建屋または4号機原子炉建屋・タービン建屋・廃棄物処理建屋から滞留水移送装置(移送ポンプ、ポリエチレン管等)で集中廃棄物処理建屋へ移送することにより水位調整を行う。移送については、移送元の各建屋の水位及び移送先の各建屋水位を考慮し実施する。4号機の各建屋について、以下のとおり設計する。

a. 滞留水の監視及び建屋外への漏えい防止

建屋等にある滞留水の状況を監視できる機能として,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋に水位計を設置し滞留水の水位を監視する。

また、建屋からの漏えいを防止する機能として、以下について実施する。

(a) 建屋内滞留水の水位管理

建屋内滞留水の水位がサブドレン水の水位よりも低くなるように管理するため,原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋の滞留水と適切な測定箇所のサブドレンに水位計を設置する。

また,地下水バイパスにより建屋周辺の地下水の水位を低下させる場合においても,建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

T. P. 2, 564mm*(0. P. 4, 000mm) に開口部を有する立坑については閉塞する。

さらに、地下水による海洋汚染拡大防止を図るため1~4号機の既設護岸の前面に遮水壁を設置する場合においても、建屋内滞留水の水位がサブドレン水位よりも低くなるように管理する。

(b) コンクリート壁中における放射性物質の拡散

建屋のコンクリート壁中を放射性物質が拡散し、漏えいする可能性があるため 拡散評価を実施する。

b. 汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等があった場合における建屋等の外への漏 えい防止

汚染水処理設備の長期間の停止及び豪雨等に備え、タービン建屋等の水位を、余裕のある水位に維持し、滞留水が急激に増加した場合の海洋への放出リスクの高まる T.P.2,564mm*(0.P.4,000mm)までの余裕を確保する。また、1~4号機の滞留水が急激に増加した場合、高濃度滞留水受タンク等に貯留する。

c. 気体状の放射性物質の放出抑制・管理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため、タービン建屋 及び廃棄物処理建屋について、可能な限り地下開口部の閉塞を行い、必要に応じて 原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋についてもダストサンプリングを実施 する。

d. 地下水の放射性物質濃度の監視

建屋等周辺の地下水の放射性物質濃度を監視できる機能として, サブドレン水の サンプリングの測定箇所を適切に設定し, 定期的に測定する。

e. 滞留水から発生する可燃性ガスの検出, 管理及び処理

滞留水に起因する気体状の放射性物質の環境への放出低減のため地下開口部を 閉塞の後、滞留する可能性がある閉塞部の付近にて水素濃度について上昇傾向のな いことの確認のためサンプリングを実施する。それにより水素の滞留が確認された 場合、対策を実施する。

※構内基準点沈下量 (-709mm, 平成 26 年 3 月測量)と 0.P.から T.P.への換算値 (-727mm) の和 (-1,436mm) により換算。

水位は、「2.35 サブドレン他水処理施設 添付-11 別紙-7 サブドレン及び建屋滞留水水位への測量結果の反映について」に基づき、計測する。

2.6.1.6 自然災害対策等

(1) 津波

津波対策は、「Ⅲ.3.1.3.2 津波への対応」に記載している。

(2) 豪雨·台風

豪雨・台風対策は、「Ⅲ.3.1.4.1 台風・豪雨について」に記載している。

(3) 竜巻

竜巻対策は、「Ⅲ.3.1.4.2 竜巻について」に記載している。

(4) 火災

建屋内の各設備においては、設備毎に必要な火災対策を実施している。また、滞留水を 貯留・滞留している建屋地下エリアは、火気作業が無いため火災が発生するリスクが低く、 仮に火災が発生したとしても、滞留水の貯留機能に影響はないことから、追加の火災対策 は不要である。

2.6.1.7 構造強度及び耐震性

(1) プロセス主建屋

a. 東北地方太平洋沖地震後の地震応答解析, 点検による確認

プロセス主建屋は耐震Bクラスであり、今回の東北地方太平洋沖地震及びその余 震を経験したものの、弾性範囲の挙動を示したものと考えられるが、構造物として の健全性が維持されていることについて、地震応答解析、点検により確認を行う。

b. 地下階への貯水後における耐震安全性評価

大量(満水)の滞留水を貯蔵する荷重条件に対し、参考に基準地震動 S s に対して、構造強度を満足することを確認する。

(2) 高温焼却炉建屋

a. 東北地方太平洋沖地震後の地震応答解析, 点検による確認

高温焼却炉建屋は耐震Bクラスであり、今回の東北地方太平洋沖地震及びその余震を経験したものの、弾性範囲の挙動を示したものと考えられるが、構造物としての健全性が維持されていることについて、地震応答解析、点検により確認を行う。

b. 地下階への貯水後における耐震安全性評価

大量(満水)の滞留水を貯蔵する荷重条件に対し、参考に基準地震動 S s 対して、構造強度を満足することを確認する。

(3) 1~4号機

a. 東北地方太平洋沖地震後の地震応答解析

原子炉建屋は耐震Sクラス、タービン建屋、廃棄物処理建屋は耐震Bクラスであり、今回の東北地方太平洋沖地震及びその余震を経験したものの、弾性範囲の挙動を示したものと考えられるが、原子炉建屋とタービン建屋は構造物としての健全性が維持されていることについて、地震応答解析により確認を行う。

b. 地下階への貯水後における耐震安全性評価

大量(満水)の滞留水を貯蔵する荷重条件に対し、原子炉建屋について、基準地 震動Ssに対して、構造強度を満足することを確認する。

また、参考に、タービン建屋、廃棄物処理建屋について、基準地震動 S s に対して、構造強度を満足することを確認する。

2.6.2 添付資料

添付資料-1 系統概略図

添付資料-2 構造強度及び耐震性

添付資料-3 地下水バイパスによる地下水流入量の低減

添付資料-4 プロセス主建屋の貫通部の止水措置

添付資料-5 プロセス主建屋の健全性 ひび割れ等の漏えい対策

添付資料-6 プロセス主建屋の建屋外への放射性物質移行量の評価

添付資料-7 高温焼却炉建屋の貫通部の止水措置

添付資料-8 高温焼却炉建屋の健全性 ひび割れ等の漏えい対策

添付資料-9 高温焼却炉建屋の建屋外への放射性物質移行量の評価

添付資料-10 1~4号機の各建屋外への放射性物質移行量の評価

添付資料-11 建屋等内に滞留する滞留水の増加抑制及び滞留水漏えいリスク低減に かかる方針

添付資料-12 汚染水処理対策委員会で議論された汚染水処理問題の抜本対策

添付資料-13 汚染された地下水の港湾への流出抑制策等について

添付資料-14 陸側遮水壁設置による地下水流入量の低減

添付資料-15 陸側遮水壁の閉合について

添付資料-16 陸側遮水壁(山側ライン)の試験凍結の実施

汚染された地下水の港湾への流出抑制策等について

1 現状及び基本的対応方針について

1,2号機タービン建屋東側の護岸付近の地下水において,放射性物質が告示濃度限度 (海水中の放射性物質濃度が線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の濃度限 度)を上回る高い濃度で検出されており,港湾内海水中の放射性物質濃度が減少しておら ず,地下水の水位等のデータ分析結果から,汚染された地下水が海水に漏えいしているも のと推定した。

このため、地下水を経由しての海洋汚染の拡大を抑制する措置を早急に講じるとともに、 地下水のモニタリング等により汚染経路の調査を実施する。

高濃度の汚染水が滞留している2号機及び3号機の海水配管トレンチ等については、トレンチ内の汚染水の処理、移送、止水、および充填による内部閉塞を実施し、2号機は2015年7月10日、3号機は同年8月27日にトレンチ内の充填が完了した。

また,海洋汚染の拡大防止のための対策として着手している海側遮水壁は,2015年 10月26日に完成した。

なお,本流出抑制策等については,地下水のモニタリングを継続して実施していくこと とし,新たな対策についても継続して検討していく。

2 具体的計画について

(1) 護岸付近の地盤改良

告示濃度限度を超える放射性物質の海域への流出を抑制するため、護岸付近の地盤改良や地下水の移送等の対策を実施する。特に、海水中におけるトリチウム濃度の上昇傾向が見られることから、1-2 号機間、2-3 号機間、3-4 号機間の護岸付近において、地盤改良による汚染範囲の囲い込みを実施することなど、可及的速やかに汚染水の海洋への漏えい拡大抑制対策の実施・完了を目指す(図1、図2)。

(2) トレンチ内汚染水処理・排水及び閉塞

2号機及び3号機の主トレンチ(図3,図4),2号機の分岐トレンチ(図5)には、高濃度の汚染水が滞留していることが確認されている。早期にこれらトレンチ内の汚染水を処理するため、トレンチ毎(電源ケーブル管路を含む)に汚染水の滞留状況を調査する。その後、調査結果に基づき、分岐トレンチについては、汚染水の排水及び当該トレンチの閉塞を実施する。主トレンチについては、建屋接続部の止水方法、トレンチ内の汚染水の移送方法、トレンチ内の充填方法等について具体化するとともに、その濃度の低減を図るなどの環境改善措置を行う。

主トレンチ内の放射性物質濃度の低減策としては、モバイル式の処理装置を導入する

ことに加え(図6),汚染水の処理装置(セシウム吸着装置,第二セシウム吸着装置,除染装置)へ汚染水を移送するための配管を設置する(図7)。なお,止水方法の成立性については,凍結時の配管等への影響評価,高線量下での作業員の被ばく低減策等の技術課題があることから,実証試験を実施し,評価する。

(3) 海側遮水壁

汚染した地下水からの海洋汚染拡大防止を目的として着手している海側遮水壁の設置工事については、2012年4月に本格着工し、2015年9月22日に鋼管矢板の打設が完了し、同年10月26日の継手処理作業の完了をもって完成した(図8)。

なお、海側遮水壁の構築に伴いせき止められる地下水は、サブドレン他水処理施設により適切に処理する。具体的な処理方法は、実施計画 II 「2.35 サブドレン他水処理施設」に示す。

(4) 繊維状吸着材浄化装置

1~4号機取水路前面において,海水中の放射性セシウムの除去を目的とした繊維状 吸着材浄化装置を設置し、その効果を検証する。

(5) モニタリングの強化等

地下水及び港湾内の海水について放射性物質のモニタリングを強化する(詳細は、「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編 3.1.4 港湾内の海水、海底土及び地下水の放射性物質の低減」を参照)。

(6) 汚染した地下水の回収

既設護岸にて汚染が確認された地下水は、護岸付近に構築した地盤改良により汚染拡大防止を図るとともに、緊急的に設置したウェルポイントおよび改修ウェルにより汲み上げ、回収する。汲み上げた地下水は、汚染水の処理装置により適切に処理するために2号機タービン建屋へ移送する。具体的な地下水の回収については、別紙1に示す。

3 工程について

	H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
護岸付近の地 盤改良								
トレンチ内汚 染水の処理等			■装置設置エ ■ トレ		xの処理・移	送		
既存水処理装 置への移送ラ イン			移送ライン	投置工事				
トレンチ止水			└ 】 止水の成	立性判断				
						接続部止水	・水移送・ヲ	充填
海側遮水壁							遮水壁設置	置工事
75 M 7 7 10 5								
汚染した地下 水の回収								

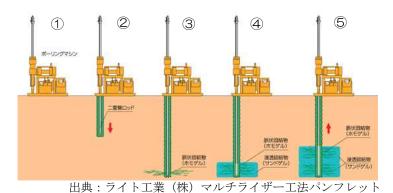


図1 薬液注入による地盤改良(概念図)

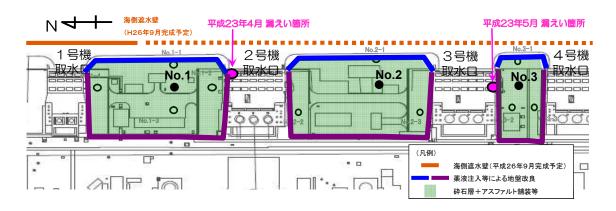


図2 地盤改良等の範囲 (イメージ)

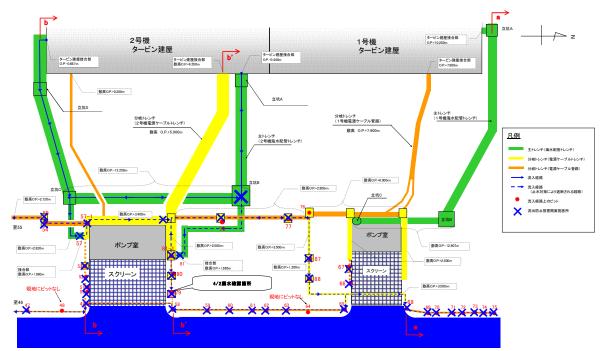


図3 1/2号機海側トレンチ平面図

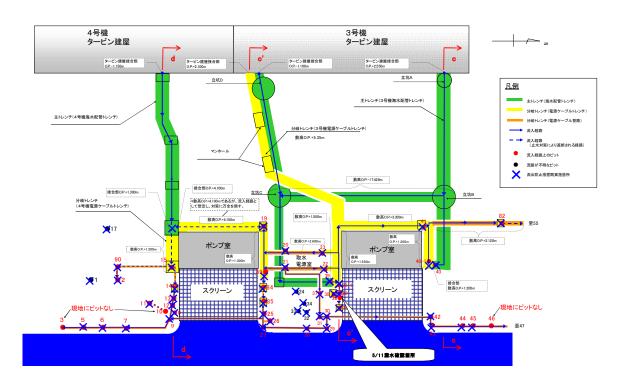
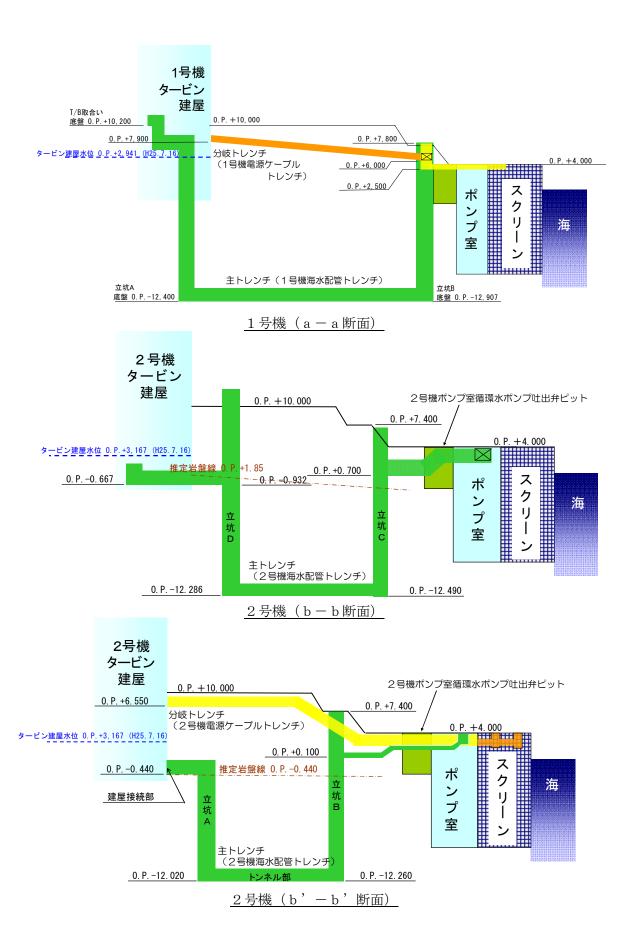
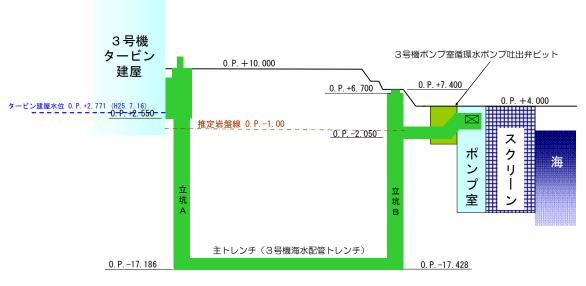
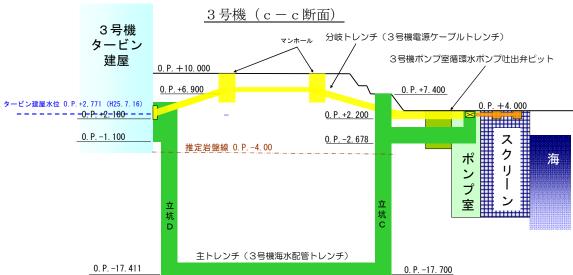


図4 3/4号機海側トレンチ平面図



Ⅱ-2-6-添13-5





3 号機 (c'-c' 断面)

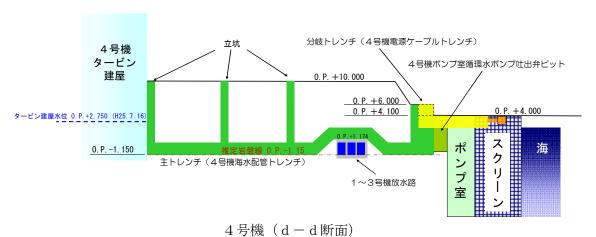
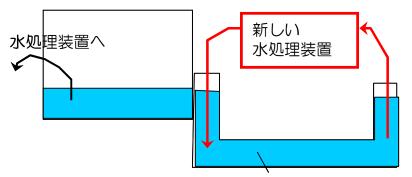


図 5 1~4 号機トレンチの構造図

新しい水処理装置にてトレンチ 内の水を循環処理



T/B建屋からの流出を制限することにより、 T/B建屋より低濃度まで処理可能

トレンチ内水処理装置の追設

図6 処理装置設置のイメージ

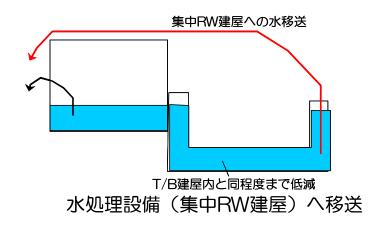


図7 既存水処理設備への移送のイメージ

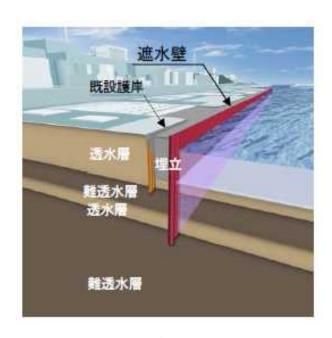


図8 海側遮水壁(概念図)

4. 別紙

別紙-1: 汚染した地下水の回収について

別紙1 汚染した地下水の回収について

1. 目的

汚染した地下水の回収は,既設護岸内で確認された汚染した地下水を汲み上げ,2号機タービン建屋へ移送することを目的とする。

2. 要求事項

- (1) $1 \sim 4$ 号機既設護岸内に設置した揚水井等から地下水を汲み上げ、ウェルタンクに移送できること。
- (2) ウェルタンクに移送した地下水を2号機タービン建屋に移送できること。
- (3)移送中の水の漏えい防止対策を実施すること。

3. 主要な機器

- (1) 汚染した地下水の回収における主要な機器等は、地下水を汲み上げる揚水ポンプ、地下水の移送を中継するウェルタンク、ウェルタンク移送ポンプ及び移送配管で構成され、 揚水ポンプは地下水を真空引きするウェルポイント、揚水井から揚水する改修ウェルおよびウェル揚水ピットがある。
- (2) 改修ウェルおよびウェル揚水ピットは、共通設備として、運転監視を行う監視・制御装置、電源を供給する電源設備等で構成し、免震重要棟集中監視室の監視・制御装置により遠隔操作及び運転状況の監視を行う。

また、各揚水井内には水位計を設置し、水位を監視する。

(3) ウェルポイントは設定水位による制御はなく、その電源は発電機により供給することから、定期的に燃料の補給を行う。

4. 漏えい防止対策

汚染した地下水の回収にあたっては,液体状の放射性物質の漏えい防止及び敷地外への管理されない放出を防止するため,次の各項を考慮する。

- (1)漏えいの発生を防止するため、ウェルタンク内の水位を監視するために水位計を設置する。
- (2) ウェルタンクの周囲には、漏えい水の拡大防止のために堰を設置する。
- (3) 移送配管は、主にポリエチレン管であり、その可撓性により耐震性を確保する。

5. 自然災害対策等

(1) 津波, 竜巻

大津波警報の発令や竜巻注意情報が発生した場合には,移送を停止し,移送中の漏えい防止に努める。

(2) 落雷

動的機器及び電気設備は、機器接地により落雷による損傷を防止する。

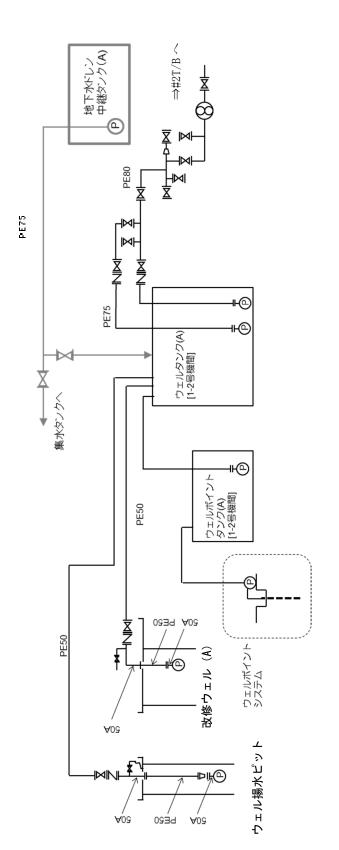
(3) 火災

火災発生を防止するため、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。

6. 系統構成

系統構成は,図 1 系統構成図(1-2 号機間)および図 2 系統構成図(2-3 号機間)を参照とする。

また、地下水ドレンで汲み上げた地下水を2号機タービン建屋へ移送する場合には、地下水ドレン中継タンクからの移送先をサブドレン集水タンクからウェルタンクへ切り替えできる系統構成としている。



記号凡例 50A:SUS316LT PE:ポリエチレン管 P :ポンプ

A03

※1 改修ウェル(C), ウェルタンク (C))[3-4号機間] および地下水ドレン中継タンク (C) とも同じ構成

記号凡例 50A:SUS316LT PE:ポリエチレン管 P :ポンプ

図2 系統構成図(2-3号機間)